

北海道森林管理局における「週休2日」推進の取り組み

1. 試行工事の対象

「週休2日制」については、森林土木工事担い手の中長期的な育成・確保の促進を目的に、原則、平成29年度補正予算以降の全ての森林土木工事を対象として試行する。

ただし、緊急性が高い災害復旧に関する工事又は対象工事とすることが不適当な工事は対象外とする。

2. 試行工事の内容（平成30年10月1日以降の公告工事から適用中）

入札公告等において、週休2日相当（※1）の現場閉所を促進する工事であることを明示した上で、受注者が現場閉所に取り組み、週休2日相当の現場閉所を100%実施した場合、工事成績評価において評価する。

なお、実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない。

（※1）

週休2日相当とは、原則、週に2日の現場閉所とするが、当面の間は4週6休以上（1ヶ月の内、土曜・日曜日に限らず現場閉所）でも可とする。なお、雨天時等で現場閉所している日や祝祭日を含むものとするが、年末年始（6日間）及び夏季休暇（3日間）は除く。

契約後、受注者が週休2日に取り組むことを明らかにした場合、速やかに受発注者間で打合せ簿を取り交わし、必要に応じ所定の工期を変更することができる。

なお、週休2日に取り組み後、達成できない場合であっても工期を減ずることはしない。

受注者が週休2日の確保に取り組んだ場合で、工事完了後、週休2日相当の現場閉所を100%実施したことが確認することができた場合、精算時（最終設計変更時）に以下の区分に応じて間接工事費の補正をする。

区 分	4週6休	4週7休	4週8休以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

3. 試行工事の内容（令和元年8月1日以降の公告工事から適用）

令和元年8月1日以降の公告工事から週休2日制の考え方が一部変更になります。
主な変更点は下記のとおり。

(1) 対象期間

週休2日の対象期間は、工事着手から工事完成までの期間をいう。

なお、対象期間に年末年始を含む工事では年末年始休暇分として6日間、7月、8月または9月を含む工事では夏季休暇分として3日間、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間のほか、発注者があらかじめ対象外としている内容に該当する期間（受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など）は含まない。

(2) 現場閉所

現場閉所とは、巡回パトロールや保守点検等、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業を含めて1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。なお、降雨や降雪等による予定外の現場閉所日についても、現場閉所日数に含めるものとする。

現場閉所は、1ヶ月単位で4週6休以上を実施せずとも、対象期間内で現場閉所を行えば取り組みを達成したこととして認める。

(3) 補正係数

週休2日の確保に取り組む工事において、対象期間中の現場の閉所状況に応じて、それぞれの経費に以下の補正係数を乗じるものとする。

区 分	4週6休以上 4週7休未満	4週7休以上 4週8休未満	4週8休以上
現場閉所率	21.4%(6日/28日) 以上25%未満	25%(7日/28日) 以上28.5%未満	28.5%(8日/28日) 以上
労務費	1.01	1.03	1.05
機械経費（賃料）	1.01	1.03	1.04
共通仮設費率	1.01	1.03	1.04
現場管理費率	1.02	1.04	1.05

現場閉所の達成状況を確認後、達成状況に応じた週休2日補正係数を用いて補正し、請負代金額を変更するものとする。なお、4週6休に満たなかったもの及び工事着手前に週休2日に取り組むことについてあらかじめ監督職員へ協議しなかったものについては、変更の対象としない。（実施できなかったことを理由に減点措置等のペナルティーは行わない）

地元対応やコンクリート打設後の養生期間等、やむを得ない場合は、振替休日等により休日を取得することを可とする。